

# 岐阜県ふるさと水と土指導員設置要領

## (設置)

第1条 土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進する「岐阜県ふるさと水と土指導員」（以下「指導員」という。）を設置する。

## (指導員の委嘱)

第2条 岐阜県農業農村整備委員会規則第5条の規定による委員長（以下「委員長」という。）は、市町村長から推薦（様式第1号）を受けた「岐阜県ふるさと水と土指導員候補者」又は別途定める県の募集に応募した者について検討を行い、適当と認める者について、指導員として委嘱する。ただし、委員長が不在である場合は、岐阜県農政部農村振興課長が事務を代理する。

2 指導員の任期は委嘱の日から2年を経過する日を含む年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

## (指導員の解嘱)

第3条 委員長は、指導員が次の各号に該当すると認めるときは、その職を解くことができる。ただし、委員長が不在である場合は、岐阜県農政部農村振興課長が事務を代理する。

- 一 指導員が解嘱届（様式第2号）を提出した場合。
- 二 指導員が心身の故障、指導員としてふさわしくない行為を行った場合等のため、職務の遂行に支障があると判断した場合。

## (指導員の活動)

第4条 指導員は、委員長の要請に応じて、次の事項の活動を行うこととする。

- 一 地域住民活動に関する支援及び指導助言。
- 二 県が実施する調査研究に関する指導助言。
- 三 県が実施する研修における指導助言。
- 四 県が開催する会議への出席。
- 五 全国研修のほか、地域住民活動の推進において必要な能力を身に付けるための研修等への出席。

## (活動の報告)

第5条 指導員は毎年度の活動を報告書（様式第3号）により、翌年度の4月末までに岐阜県農業農村整備委員会委員長へ報告する。

## (活動手当)

第6条 指導員が、委員長が要請する会議、研修及び調査等へ出張した場合は、岐阜県職員等旅費条例に基づき旅費を支給することができる。

なお、外部研修等への出席に対する活動経費の支給にあたっては、申請書（様式第4号）により、岐阜県農業農村整備委員会委員長へ提出し、承認通知書（様式第5号）により承認を受けたものに限る。

## (自主研修)

第7条 指導員は、自らの技術力の向上を図るため、実践を通じた自主研修を実施する場合、別に定めるところにより必要な物品、役務等の提供を受けることができる。

## 附 則

- この要領は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。
- この要領は、平成 19 年 7 月 3 日から施行する。
- この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 元年 5 月 7 日から施行する。
- この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 4 年 8 月 5 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。